

# 重要事項説明書変更説明書

介護報酬加算算定に係る届出の変更及び令和8年（2026年）6月施行の診療報酬改定に伴い、利用者（以下「利用者」という）と事業所（以下「事業者」という）の間で締結した契約書及び説明・同意した重要事項説明書に関し、当ステーションの重要事項説明書における内容の追加を行い、算定項目および料金を以下のとおり変更いたします。

## I. 介護保険

※ご留意事項 下記は介護保険でサービス提供をするすべての方に適応されます

下記の金額は、介護保険に基づく介護報酬（1単位＝11.4円換算）による公定価格です。実際の利用者負担額は、保険種別および自己負担割合（1割～3割）に応じて異なります。令和8年6月1日より下記の通り料金の変更がございます。

現在医療保険にてサービスをご利用の方につきましては現時点では適応の範囲ではございません。今後ご状態に応じて介護保険をご利用することになった際に適応されるものです。

### 1. 新たに追加される算定項目

#### (1) 訪問看護処遇改善加算（1.8%）

本加算は、介護保険サービス費用（月額利用料）に1.8%が加算され、そのうち法定の自己負担割合（1割・2割・3割）をご負担いただくものです。

利用者さまの自己負担額は月数十円～数百円程度となります。

#### (例) 30分の訪問看護を月4回ご利用の場合

1割負担：約39円、2割負担：約77円、3割負担：約116円

#### (例) 60分の訪問看護を月4回ご利用の場合

1割負担：約67円、2割負担：約135円、3割負担：約202円

(例) 40分の訪問看護(リハビリ)を月4回ご利用の場合

1割負担：約49円、2割負担：約98円、3割負担：約147円

(例) 60分の訪問看護(リハビリ)を月4回ご利用の場合

1割負担：約39円、2割負担：約77円、3割負担：約116円

※上記の例は基本料金のみで計算した額であり、初回加算や緊急時訪問看護加算、特別管理加算など算定する加算項目により金額は異なります。

※訪問看護処遇改善加算とは、訪問看護に従事する職員の賃金や職場環境を改善し、安定したサービス提供を目的として設けられた介護保険制度上の加算です。

## II. 医療保険

※ご留意事項 下記は医療保険でサービス提供をするすべての方に適応されます

下記の金額は、医療保険に基づく診療報酬(1点=10円換算)による公定価格です。実際の利用者負担額は、保険種別および自己負担割合(1割~3割)に応じて異なります。

令和8年6月1日より下記の通り料金の変更がございます。

現在介護保険にてサービスをご利用の方につきましては現時点では適応の範囲ではございません。今後ご状態に応じて医療保険をご利用することになった際に適応されるものです。

### 1. 新たに追加される算定項目

(1) 訪問看護ベースアップ評価料(I) 月1,050円

(1割負担105円、2割負担210円、3割負担315円)

(2) 訪問看護物価対応料(1)

・月の初日の訪問：60円/日

(1割負担6円、2割負担12円、3割負担18円)

・月の2日目以降の訪問：20円/日

(1割負担2円、2割負担4円、3割負担6円)

(3) 訪問看護医療情報連携加算 月1,000円

(1割負担100円、2割負担200円、3割負担300円)

※医療機関とICTを用いた連携を行った場合

※詳細につきましては別紙【医療情報連携加算に係る追加同意書】をご参照ください。

## 2. 料金に変更となる算定項目

訪問看護管理療養費（機能強化型訪問看護管理療養費3）

・月の初日の訪問時：8,700円（改訂前）→9,030円（改定後）

改定後（1割負担910円、2割負担1810円、3割負担2710円）

### 【医療情報連携加算に係る追加説明同意書】

当ステーションは令和8年（2026年）6月施行の診療報酬改定に伴い、下記の医療情報連携加算に係る内容を重要事項説明書に追加いたします。

#### 1. 医療情報連携加算についての同意内容

当事業所が、訪問看護 医療情報連携加算の算定に伴い、利用者様へ適切かつ安全な訪問看護サービスを提供する目的で、関係する医療機関・介護サービス事業所等と、必要な医療および介護情報を共有することについて同意します。

#### 2. 共有される情報

- ・傷病名、診療内容、治療経過
- ・服薬状況、検査結果等の医療情報
- ・訪問看護の実施内容、健康状態、観察結果
- ・緊急時対応に必要な情報
- ・その他、サービス提供に必要な最小限の情報

### 3. 情報共有の方法

医療・介護連携ICT、電子メール、FAX、電話、書面等により、個人情報の保護に十分配慮したうえで情報共有を行います。

### 4. 情報提供先

- 主治医および関係医療機関
- 居宅介護支援事業所（介護支援専門員）
- 介護サービス事業所
- その他、サービス提供に必要な関係機関

### 5. 同意の有効期間および撤回

本同意は、訪問看護サービス利用期間中有効とします。

なお、利用者様またはご家族からのお申し出により、いつでも同意を撤回することができます。